

大深度地下の公共的使用に関する特別措置法

(平成12年法律第87号)

- 大深度地下は、通常は土地所有者等による利用がなされていない大都市に残された貴重な空間です。
- この空間を適正かつ合理的に利用するために、大深度地下使用法が定められました。
- これにより、公共の利益となる事業による大深度地下の一層の活用が可能になりました。

対象地域・対象事業

- 法律の対象地域は、土地利用の高度化・複雑化が進んでいる三大都市圏（首都圏、近畿圏、中部圏）であり、
- 対象事業は、道路、河川、鉄道、電気通信、電気、水道、下水道等の公共性の高い事業です。

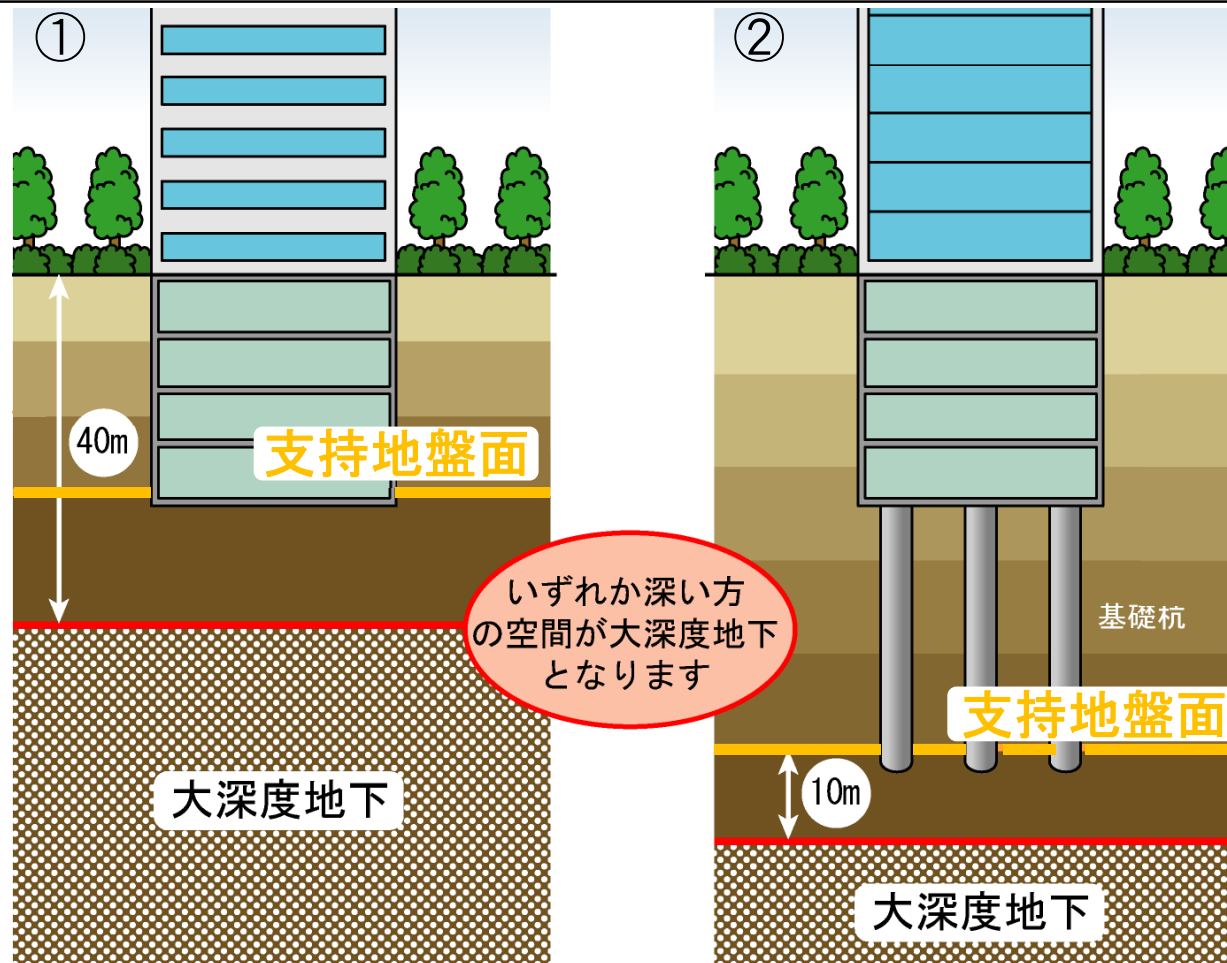
適用事例

- 神戸市大容量送水管（平成19年6月認可）
- 東京外かく環状道路（平成26年3月認可）

大深度地下とは

「大深度地下の公共的使用に関する特別措置法」における大深度地下とは、①または②のいずれか深い方の地下

- ①地下室の建設のための利用が通常行われない深さ（地下40m以深）
- ②建築物の基礎の設置のための利用が通常行われない深さ（支持地盤上面から10m以深）



大深度地下使用法の手続きの流れ

事前の事業間調整

- 計画の概要や、概ねの事業区域を記載した「事業概要書」を公告・縦覧等し、大深度地下使用法の対象となる事業者（道路、河川、鉄道など公共の利益となる事業）を対象に、事業の共同化や事業区域の調整等の申出を募集。
- 調整の申出があれば事業者との調整

(現地調査等)

- 地質調査、物件(井戸等)調査
- 関係機関との調整

大深度地下使用の認可申請

(審査等)

認可庁（国土交通省）による審査
申請書の公告・縦覧、利害関係人の意見書提出、
関係行政機関の意見の聴取等

大深度地下使用の認可（使用権の設定）

事前の事業間調整の手続き

中央新幹線の場合

H26.3.14(金)

事業概要書の送付

国土交通大臣へ送付

H26.3.17(月)

事業概要書の公告

官報へ公告

事業概要書の縦覧

区市役所、当社環境保全事務所にて縦覧

◎事業間調整の申出

・対象

大深度地下使用法に定める事業者

・調整の申出

事業の共同化、事業区域の調整その他事業の施行に関し必要な調整についての申出

H26.4.15(火)

事業概要書の縦覧満了日